

第68回伊那まつり おまつり広場出店要項

伊那まつりおまつり広場に出店を希望される方は、この要項をよく読みご理解いただいたうえで申し込みを行ってください。

開催日： 令和7年8月2日（土） 15時00分～21時00分
（場所により前後します）

募集場所： 旧伊東電機工作所およびその周辺道路

申し込み方法： 下記書類をご提出ください。

- ・ 出店申込書
- ・ 出店者スタッフ報告書
- ・ 租税公課等債権納入確認同意書
（団体・法人及び代表者が市外の場合は完納証明書または納税証明書）
- ・ 当日従事者名簿
- ・ 食品営業許可証の写し（飲食物を取り扱う場合のみ）

※申込多数の場合は抽選となる場合があります。ご了承ください。

提出先： 伊那市役所 商工観光部 観光課（市役所2階）
電話 78-4111（内線 2435）

提出締切日： 令和7年 6月 6日（金）午後5時まで ※厳守

受付完了までの流れ： 出店受付開始 令和7年5月9日（金）午前8時30分から



申込書締切り 令和7年6月6日（金）午後5時まで



出店者抽選・発表 令和7年6月13日（金）

《基本事項》

1. 長野県内にて営業を行っている事業所等に限り、出店申込ができるものとします。（所在地での営業の証明は下記の7の提出書類等で確認します。）なお、申込多数となった場合の優先順位は①伊那市内に本店・本社を有する者 ②伊那市内に支店・支社を有する者 ③伊那市外の事業所とします。

※申込多数となった場合は、上記優先順位（条件が同じ場合は抽選）、おまつり広場委員会により決定しますのであらかじめご了承ください。

※出店場所については、実行委員会で決定します。異議申立ては原則禁止とします。

※出店時間は、交通規制に応じた時間になりますのであらかじめご了承ください。

※申し込みが予定店舗数に満たない場合は、2次募集を行う場合があります。当初の応募状況により、1. の条件を変更する場合があります。また、2次募集に対する出店可否は、当初の応募店舗の内容等も勘案し、おまつり広場委員会において判断をします。

2. 出店の団体(法人)及びその代表者は、租税公課等の一切の債務がないことを条件とします。

- (1) 出店者の団体(法人)及びその代表者が伊那市内の場合は、租税公課等納入状況確認同意書を提出してください。伊那市職員により確認します。
- (2) 団体(法人)及び代表者が市外の場合は、居住地に係る租税公課等を完納していることを条件とします。居住地の完納証明書(滞納がない証明書)または納税証明書を提出してください。
3. おまつり広場の会場の準備・片付けにご協力いただきます。「スタッフ報告書」により参加者の報告をしてください。
4. 「ゴミの持ち帰り運動」を実施します。ゴミ箱及びゴミステーションの設置は行いません。出店に伴い発生するゴミは各出店者が責任を持って持ち帰ってください。
 - (1) 各店でゴミの返却口を設け、来店者に協力を求め、必要に応じ各店で提供したゴミの返却を受けてください。また、収集したゴミは、各々責任を持って分別してください。当日、上記徹底されない場合は、その場で出店を中止して頂くことがあります。
 - (2) 環境にやさしいイベントを定着させるべく、出店に際し提供する容器等は原則紙製品としてください。
 - (3) 周辺に材料・油等が散乱しないよう調理台下周辺にブルーシート等を敷くなど環境美化の対策を講じてください。
 - (4) **翌朝(6時30分～)**のゴミ拾いを参加義務としますので必ずご参加ください。欠席の場合、次年度以降に公募を行う際は出店を許可しません。
 - (5) 当日のゴミの削減について、具体的な削減対応策を申込書に記入し、提出してください。(出店希望者が多数となった場合の選考材料にさせていただきます。)

5. 出店の申込みは、1団体(1個人)につき1ブースです。1ブースの広さは、次のとおりです。

- ・キッチンカー 間口7m×奥行2.5m以下
- ・屋台、テント等 間口3.6m×奥行3.6m以下

6. 出店に際し必要なテント、イス、机等の備品及び電気、ガス、水道などの設備は、出店者が用意してください。貸し出しは行いません。

7. 保健所の許可が必要な場合は各自の責任で取得し、出店申し込みの際に食品営業許可証の写しを必ず添付してください。確認できない場合、出店を許可しません。(飲食物を取り扱わない場合は不要です。)

8. 販売物には、お客様が確認できるよう品物の価格を表示してください。

9. 串等の鋭利なものを取扱う場合は、お客様のけが防止等の配慮をしてください。

10. 営業は、おまつり広場終了時間の21:00までです。終了後21:30までには撤収を必ず完了してください。なお、出店場所が道路上となった場合は、交通規制の時間に合わせたの出店となります。16:00から出店開始、21:00に完全撤収が必須です。20:45までには販売を終了してください。守れない場合は次年度の出店を禁止します。

11. 暴力団関係者の出店及び立ち入りを禁止します。当日の出店営業に携わる方の名簿を必ず提出してください。

12. 出店内外でのコンサート及び楽器の演奏を禁止します。

13. 出店業者は、当日必ず連絡がつく代表者または現場責任者を配置するようにしてください。

14. キッチンカー外での持出し販売については一切禁止します。ビールサーバー等の持出し販売

を行った出店業者については消費者の安全を守るため、出店を即時に禁止します。

15. 露店営業でのソフトクリームの製造販売を禁止します。自動殺菌機能が付いていない機械での製造は、安全確保ができないため、ほとんどのお祭りやイベント等で禁止されています。
16. 外国籍の出店業者については、トラブルを避けるため、必ず日本語の通訳ができるスタッフを配置してください。
17. ガソリンの取り扱いについては、特に注意し、適切に管理をしてください。出店者が各自で持ち込む火器等の取扱いについては、その責任はすべて出店者に帰属します。
18. 原因が出店者に帰属する事故については、伊那まつり実行委員会及びおまつり広場委員会、伊那市では一切の責任を負いません。
19. 消防法により、消火器を設置が義務付けられています。消防署等の見回りがありますので、火器等の取扱いについておまつり広場委員会等の関係者から指摘があった場合、その指示に従っていただきます。
火器取扱い店舗については、1店舗につき1本以上の消火器(10 型を基本・スプレー式は不可)を設置してください。
20. 出店に係る排水については、現地の排水溝は使用できません。各店舗で処理をしていただきます。
21. 雨天の場合は、伊那まつり全体の判断に従って中止とします。
22. 上記以外、問題が生じた場合は、おまつり広場委員会及び伊那まつり実行委員会の指示に従っていただくものとします。従えない場合は出店を禁止させていただきます。